山形セレクションブランドマーク管理要領

(目的)

第1条 この要領は、山形セレクション認定制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第 13条第3項の規定に基づき、山形セレクションブランドマーク(以下「ブランドマーク」 という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(ブランドマークの使用権限)

- 第2条 ブランドマークは、次の場合に使用できるものする。
- (1) 実施要綱に基づき山形セレクションとして認定を受けた者(以下「被認定者」という。)が、同要綱及びこの要領の規定に基づき使用する場合。
- (2) 被認定者以外の者が、山形セレクションの認知度の向上のために使用する場合。

(表示)

- 第3条 前条(1)の規定によるブランドマークの表示は、別記「山形セレクションブランドマークデザインマニュアル」(以下「マニュアル」という。)のとおりとする。
- 2 前項の表示にあたっては、実施要綱第9条第1項の規定による山形セレクション認定証に 記載された認定番号を当該ブランドマークの左下部に表示するものとする。

(使用の届出)

第4条 第2条(1)の規定によりブランドマークを表示しようとする者(以下「ブランドマーク使用者」という。)は、あらかじめ知事に対して山形セレクションブランドマーク使用届出書(別記様式1)を提出しなければならない。

(使用の実績報告)

第5条 ブランドマーク使用者は、認定品を出荷する年度におけるブランドマークの使用実績 について、当該認定品の出荷終了の日から30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早 い日まで、山形セレクションブランドマーク使用実績報告書(別記様式2)により、知事に 報告しなければならない。

(使用の申請)

第6条 第2条(2)において、認定品の販売に際し、認定品に自らブランドマークの表示(認 定品と一体をなす当該認定品の包装資材への表示を含む。)をしようとする者(以下「マーク表示販売者」という。)は、あらかじめ知事に対して山形セレクションブランドマーク使 用申請書(別記様式3)を提出しなければならない。

2 前項の表示はマニュアルのとおりとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、 知事との協議のうえ、その指示に従うものとする。

(使用の承諾)

- 第7条 知事は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾 し、ブランドマーク使用承諾の通知をするものとする。
- 2 前項による承諾を行うにあたり必要と認める場合は条件を付すことができる。

(誤認の防止)

第8条 ブランドマーク使用者及びマーク表示販売者は、「山形セレクション」の認定を受けた産品又はサービス以外の産品又はサービスが、「山形セレクション」として認定を受けていると消費者等に誤認させるような方法でブランドマークを表示してはならない。

(使用料)

第9条 ブランドマークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第10条 ブランドマークの表示に要する経費は、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売 者が負担するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ブランドマークの表示に関する事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生 した場合は、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者は誠意をもって、その責任のもと に必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第12条 知事は、ブランドマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査 を行うことができる。

(使用の中止)

- 第13条 知事は、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ブランドマークの使用を中止させるものとする。
 - (1) 実施要綱第17条第1項の規定により、認定が取り消されたとき

- (2) マニュアルに反して表示したとき
- (3) ブランドマークを不正に使用したとき
- (4) 第11条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (5) その他山形セレクションのブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があったとき
- 2 前項の規定によるブランドマークの使用の中止により直接又は間接に生じた損失については、当該ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者が自ら負担するものとする。

(その他)

第14条 ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者は、この要領に定めるもののほか、ブランドマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附則

この要領は、平成18年5月24日から施行する。

附則

この要領は、平成19年12月14日から施行する。